

児童生徒性暴力防止に係る研修等について

学校企画課

1 服務規律の確保について

(1) 研修等における、わいせつ行為等の防止を含む服務規律確保の指導

- ・ 採用前研修、初任者研修、経験者研修
- ・ 管理職や主幹教諭対象の研修
- ・ 県立学校校長会や小中学校校長対象の施策説明会
(研修資料：9ページ参照)
- ・ 各学校では、年間計画を定め、服務規律確保に向けた校内研修を実施。校内研修では事例研究など演習的要素を取り入れる、視聴覚教材を活用するなどの工夫を実施
(不祥事防止のための校内研修用事例集：17ページ参照)

(2) 懲戒処分を行った場合

- ・ 発生した事案の内容を踏まえ、不祥事の再発防止のための対応について、各県立学校及び市町村教育委員会に対して通知を発出し、その後の会議等で重点的に周知
(直近の通知：令和4年12月26日付通知：19ページ参照)
 - ① 事案の周知と徹底
 - ② 関係法令等を踏まえた教職員の意識向上について
 - ③ 校内研修の充実について
 - ④ わいせつ行為等を未然に防止するための環境整備について
(特に電子機器の取扱い・校内環境の整備)
 - ⑤ 児童生徒の状況把握・相談体制の整備について
 - ⑥ 厳正な服務管理・教職員の状況把握等について

2 電子メールやソーシャルメディア（LINE等）の利用について

- ・ 教職員による、電子メールやソーシャルメディアによる児童生徒への私的連絡は禁止
(平成27年11月27日付通知：21ページ参照)

3 島根県教育職員育成指標の改定

- ・ 令和5年3月末に改定予定の教育職員育成指標（管理職等と教諭等のそれぞれ）に、児童生徒性暴力等の防止等について追記

4 教育職員の任用等

- 官報情報検索ツールを活用し、官報に公告された教員免許状の失効・取上げ情報を任用前に確認し、児童生徒性暴力等を起こした教育職員の任用等を行わないよう徹底
- 国では、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効・取上げとなった者）の氏名や原因となった事由等に関する情報に係るデータベース（過去40年分）を作成中（令和5年度初期から運用予定）

5 特定免許状失効者等に対する教員免許状の再授与

- 仮に、特定免許状失効者等から、教員免許状の再授与の申請があった場合には、学識経験者等で構成する再授与審査会を設置し、再授与の可否を慎重に判断